

南関町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新たに婚姻した世帯に対して、南関町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに婚姻届を提出し受理された夫婦の年齢がともに満39歳以下の世帯をいう。
- (2) 住居費 令和3年1月1日から令和4年2月28日までに結婚を機に新たに住宅を新築、購入又は賃借する際に要した費用をいい、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を住居費から控除するものとする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い行われた引越しに要した費用で、引越し業者又は運送業者への支払いに係るものをいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯所得（夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合にあつては離職した者について所得がないものとして算出した金額、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合にあつては、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額）をいう。）が400万円未満であること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本町の住民基本台帳に記録され、かつ、補助金の対象となる住宅が本町にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

- (4) 過去にこの補助金に基づく交付を受けたことがないこと。
- (5) 新婚世帯の2親等以内の親族に対し支払った費用でないこと。
- (6) 同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (7) 同一世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- (8) 町が指定する講座又はセミナー等を2回以上受講すること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、新婚世帯のうち夫婦の年齢がともに満29歳以下であるときは60万円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
- 3 補助の対象となる期間は、令和3年1月1日から令和4年2月28日までとする。ただし、住居費の支払を開始した日から1年間を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南関町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住民票謄本
- (3) 新婚夫婦の所得が分かる所得証明書等
- (4) 住居費が分かる契約書及び支払を証明する書類の写し
- (5) 引越費用の請求書及び領収書の写し（引越しをした場合に限る。）
- (6) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返還している場合に限る。）
- (7) 建物の不動産登記全部事項証明書（住宅の新築又は購入の場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（賃貸借の場合に限る。）
- (9) 同一世帯全員に町税等の未納がないことを証明する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請内容を審査し、補助金を交付する

ことが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対し、南関町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求等）

第7条 補助対象者は、前条第2項の通知を受けた場合は、速やかに南関町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 町長が特に適当でないと認めたとき。

2 補助対象者は、町長が前項に基づき交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。